

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」
に係るその他の供給条件

(令和7年7月1日実施)

栄ガス消費生活協同組合

目 次

1. 対象	1
2. 適用時期及び値引き単価	1
3. 値引き方法	1
付則	2

その他の供給条件

「電気・ガス料金負担軽減支援事業（以下、本事業といいます。）」に係るその他の供給条件は、本事業によるガス料金の軽減措置を実施するために、料金その他の供給条件（以下、「この供給条件」といいます。）を定めたものです。

1. 対象

原則、栄ガス消費生活協同組合とガス需給契約を締結している全てのお客さまが対象となります。ただし、都市ガスの年間契約量が1,000万立方メートル以上のお客さま及び発電事業者は対象外となります。

2. 適用時期及び値引き単価

(1) 令和7年8月検針分（7月検針日の翌日から8月検針日まで）及び令和7年10月検針分（9月検針日の翌日から10月検針日まで）の値引き単価：8円／立方メートル

(2) 令和7年9月検針分（8月検針日の翌日から9月検針日まで）の値引き単価：10円／立方メートル

3. 値引き方法

一般ガス供給約款等全ての約款に定める、単位料金の調整及び別表に基づき算定した調整単位料金から、2. 値引き単価を値引きいたします。

付 則

1. この供給条件の実施期日

この供給条件は、令和7年7月1日から実施いたします。なお、経済産業省の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の変更、終了等に伴い改廃いたします。